

○三次市学校給食食材安定調達連絡協議会設置要綱

令和3年6月1日教育委員会告示第18号

令和3年11月22日教育委員会告示第28号

三次市学校給食食材安定調達連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称)三次市新学校給食調理場(以下「調理場」という。)において、三次市産農産物の活用を図り、地産地消を推進することを目的に、調理場への三次市産農産物の安定した調達に関する必要事項について協議検討を行い、供給体制の確保を促すため、三次市学校給食食材安定調達連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 三次市産農産物の安定的な食材調達に関すること。
- (2) 学校給食における地産地消の拡充に関すること。
- (3) その他、協議会において調査・検討が必要とされること。

(組織等)

第3条 協議会に委員を置き、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 現に旧三次市内の学校給食調理場等に三次市産農産物を主に納入している業者又は個人
- (3) 三次市立小中学校の栄養教諭等(教育委員会事務局においてその相当職に該当する者を含む。)
- (4) 三次農業協同組合の職員
- (5) 三次市産業振興部の職員
- (6) 三次市教育委員会事務局の職員
- (7) その他、教育委員会が特に必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日からその年度の3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要に応じ、協議会の会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年6月1日から施行する。

(最初の会議)

2 この告示の施行の日以後、最初に開催される協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則

この告示は、令和3年11月22日から施行する。